

平成31（2019）年度 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻  
専門職学位課程（法科大学院）入学試験（既修者） 筆記試験出題趣旨

試験実施日：2018年11月17日（土）

**法律科目問題1（刑事系）**

本問の（1）は、窃盗罪の主観的要件としての「不法領得の意思」について、その要否・内容を問うと共に、共犯者間で認識・意図が異なる場合に、不法領得の意思（利用処分意思）の法的性質の理解が共犯の成立にどのような影響を与えるかを問おうとするものである。その他、被害者の占有の有無、共謀共同正犯の成否などについても論じる必要がある。

本問の（2）は、伝聞証拠の意義と、伝聞例外の要件についての理解を問うものである。前者は、共謀の存在を立証趣旨として、謀議行為を構成する発言を聞いた旨の供述を録取した検察官面前調書の証拠調べ請求がなされた場合に、それが伝聞証拠となるか否かを、伝聞証拠の意義、及び共謀の意義を明らかにしたうえで論じることを求めている。また、後者は、刑訴法321条1項2号後段の「相反性」及び「特信情況」につき、それぞれの意味を明らかにしたうえで、本件事案にあてはめて、それが充足されるか否かを論じることを求めている。

**法律科目問題2（公法系）**

フリージャーナリストが、紛争地域取材するために日本を出国しようとしたところ、旅券法に基づく旅券返納命令（以下「本件命令」という）により、出国をできなくされたという設例を基礎に、以下のことを問うた。

問1：一方で、様々な自由（基本的人権）と関わる自由を適切に評価し、他方で、規制の目的・性格を丁寧に分析できているか、またこの二つの評価を踏まえて本件命令の憲法適合性を十分な理由を付けて判断できるか。

問2：理由付記に関する最高裁判例を踏まえて、本件命令に付された理由付記の程度を適切に判断できているか。

問3：仮の救済（執行停止）に関する判断を、適用すべき条文の要件に照らして判断できるか。

### 法律科目問題3（民事系）

（1）では、法人である賃借人に発行済株式全部の譲渡があった場合における賃貸借契約の解除の可否に関して、解除を基礎づける賃借人の債務不履行の内容、及び当該債務不履行との関係におけるその他の解除の要件の位置付けについて論じることを求めている。

（2）では、会社が取締役に対して訴えを提起する場合に会社を代表する権限を有する者は誰かという問題と、当該権限を有さない者が訴訟を提起した場合に裁判所がとるべき対応について論じることを求めている。

（3）では、会社が取締役に対して保証債務の履行を求めて提起した訴えが責任追及等の訴え（会社法847条1項）に該当するか否かという問題と、株主が会社側に補助参加する利益が認められるか否かという問題について論じることを求めている。